

# 「成田市立成田中学校 いじめ防止基本方針」

## Ⅰ いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(注1) 「生徒」とは、学校に在籍する生徒をいう。

(注2) 「いじめられた生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする生徒の気持ちを重視することである。

(注3) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。

(注4) 「心理的又は物理的な行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な攻撃の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットや SNS などを通じて行われるものを意味する。

(注5) 「けんか等」を除く。ただし、外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。

※いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている生徒の心情を重視して取り組むこと。

※いじめは、被害生徒と加害生徒だけの問題ではなく、周りで、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。

※いじめは、生徒同士だけの問題ではなく、教職員の生徒観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

※いじめには、様々な態様が挙げられる。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過ごしたりすることのないよう、いじめられた生徒の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかし]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視、パソコンや携帯電話での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く(ひどく)ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする] 等

## 2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服を目指して行われなければならない。

### (1) いじめの禁止

いじめ問題に対しては、下記の3点を基本理念として防止等のための対策を講ずるものとする。

- ア 「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- イ 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- ウ 「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服すること。

## (2) 方針

全職員で、かけがえのない生徒一人ひとりが、元気に明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、「いじめはしない・させない・許さない」という強い決意で取り組んでいくこととする。さらに、常にいじめの早期発見、早期対応を念頭に、家庭、地域、関係機関などと連携を取りながら進めて行くものとする。

### 《いじめ防止に関わる年間計画》

	いじめ防止の取り組み
4月	学校HPに「基本方針」掲載、入学式、PTA総会、部活動保護者会、スマホ安全教室（生徒・保護者向け）、命を大切に作るキャンペーン
5月	生徒総会
6月	学校生活アンケート①（体罰・セクハラ調査）、教育相談①、学校生活アンケート①（いじめ、友人関係）
7月	学校生活アンケート②（体罰・セクハラ調査）、薬物乱用防止教室、全校道徳①（集会）
8月	校内職員研修（人権について）
9月	学校生活アンケート③（体罰・セクハラ調査）、生徒会役員選挙
10月	
11月	学校生活アンケート④（体罰・セクハラ調査）、教育相談②、学校生活アンケート②（いじめ、友人関係）
12月	人権週間、学期末保護者会、全校道徳②（集会）
1月	学校生活アンケート⑤（体罰・セクハラ調査）、思春期子育て講座、学校教育アンケート、夢・実現講演会
2月	保健指導（3年）、学校生活アンケート③（いじめ、友人関係）
3月	全校道徳③（集会）、学年末保護者会、小中連絡会議

※生徒指導部会を週1回実施する。

※学校だよりを月1回発行する。

## 3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

## 4 いじめ防止等の対策のための施策

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

#### ア 名称

「いじめ防止対策委員会」とする。

#### イ 役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割

(イ) 学年、学級内に起きたいじめの相談・通報の窓口としての役割

(ウ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を行う役割

(エ) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(オ) 「重大事態の調査」の母体組織としての役割

#### ウ 組織の構成

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、校内SC

#### エ 活動内容

(ア) いじめであるかどうかの判断を組織的に行う為、情報の収集と記録、共有化を図る。

(イ) 学校基本方針に基づくいじめに関する防止、早期発見、措置などの各取り組みの実施にあたり、年度ごとに具体的な年間計画を作成する。作成にあたって、学校運営協議員やPTA役員、地域住民などの意見も聴く。また啓発活動や相談体制の取り組みについては生徒から意見を聴く。

(ウ) 学校基本方針の策定や見直し、いじめの取り組みが計画通り進んでいるかどうか確認する。

(エ) いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証をする。

#### オ 開催回数及び開催日（緊急開催含む）

(ア) 週1回（生徒指導会議を兼ねる）

(イ) 開催が必要な場合、その都度実施する。

### (2) いじめの未然防止

#### ア 未然防止に資する取り組み

##### (ア) 道徳教育・体験活動の充実

道徳の時間の指導内容を重点化し、日頃から計画的に「思いやり」「信頼」「友

情」「生命尊重」等の内容を充実していく。また、発達段階に応じた適切な資料を選定し、生徒の心に響く道德の時間となるよう工夫・改善を図る。指導にあたっては、教え込むのではなく、学んだことから自分自身を振り返らせること、自分を見つめさせることができるよう指導にあたる。特にいじめ防止を目的とした「全校道德」を学期に1回は実施する。

(イ) いじめの防止等の啓発活動

生徒及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、全職員に「学校いじめ防止基本方針」を周知・徹底を図るとともに、それらを学校ホームページ、入学式やPTA総会、学級懇談会、学校だより等により積極的に公表し、啓発活動を行う。

(ウ) その他

a 保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ防止の取組や学校生活について、定期的な情報交換等、学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。年3回、学校運営協議員を招いての授業参観と情報交換の会議を実施する。

b 教職員の人権意識の向上と多角的な生徒理解

日々の教育活動の中で生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないかを見つめ直すなど、人権意識の向上に努める。また、生徒と接するときは、その心に寄り添い、共感的な理解と共に多角的な生徒理解に努める。

c 規範意識の醸成

学校生活を営む上で必要な規律については、全教職員の共通理解・共通行動のもとに、その維持を図る。その際、生徒自らが規範の意義を理解し、それらを守り行動するという自律性を育む。また、他者の生命や安全を脅かすような問題行動・非行行為については、学校組織として毅然とした対応を行う。(命を大切にす  
るキャンペーンの活用)

d 実践的な校内研修の実施

いじめ防止等のための対策についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、事例研修やカウンセリング演習など実践的な校内研修を積極的に実施する。また、授業や講演会、教員の研修等において、法務局職員や人権擁護委員を招くなど、法務省の人権機関との連携を図る。

e 自己有用感・自己存在感を味わわせる学級づくり

日々の授業や行事を通して望ましい人間関係を築くとともに、「活躍の場面」、「互いに認め合うことができる場面」を積極的に設定し、「人は誰もが価値ある存在」であることを実感できる学級経営、集団づくりを積極的に推進する。

#### f 問題解決力の育成

議論や討論をとおして問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取り組ませる。

#### g コミュニケーション能力の育成

ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、コミュニケーション能力や問題解決能力等を高める活動を行う。

#### h インターネットを通じて行なわれるいじめに対する対応の充実

学習指導要領の内容を踏まえ、各教科等の指導の中で、情報モラル教育を計画的に実施する。指導にあたっては、外部の専門家を講師として招くなどの研修を実施し、教員の指導力の向上を図る。また、携帯電話等の利用に関する危険性や携帯電話の利用に関しての家庭におけるルールづくり等について保護者への啓発を図る。

#### イ いじめ防止等の啓発活動

(ア) いじめ防止の「リーフレット」を配布し、保護者、生徒へいじめを防止することの重要性について啓発をするとともに相談窓口の周知を図る。

(イ) 「成田市いじめ問題対応マニュアル」を全職員に配布し、「いじめ防止対策基本法」「成田中のいじめ基本方針」の周知徹底を図る。

(ウ) 学校、学年、学級だよりを利用し、いじめ防止の意識を高める。

### (3) いじめの早期発見

#### ア 定期的な調査と教育相談

各学期に生徒・保護者等への「学校生活アンケート調査(いじめ、友人関係)」や聞き取りを行い、実態把握に努める。また、継続的なカウンセリングを行うなど、きめ細やかな対応に努める。教育相談は、6月は担任、11月は全職員(職員を生徒が選択)が実施する。

#### イ 相談体制と相談窓口

相談室や複数の相談箱を設け、どんな小さなものでも当該生徒や周囲からの訴えを親身になって聴き取る。保護者や地域からの訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。また、校外における相談窓口も含め、学校だより等に定期的に掲載し、保護者や生徒への周知を図る。

#### ウ 教職員の資質向上

教師自身が常にいじめはどの子にも、どの学級でも起こり得るものであることを十分に自覚し、日頃から生徒が発する小さなサインを見逃さないようにする。また、全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教職員のカウンセリング

グ能力等の向上のための校内研修を推進する。さらに、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会と連携し、教職員研修の充実を図る。

#### エ インターネットを通して行われるいじめ対策

各教科、領域で、発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施する。さらに、外部の関係機関から講師を招き、生徒と保護者、教職員を対象にインターネットの利用に関する講演会を開催する。

## 5 いじめを認知した場合の対応

### (1) 報告連絡体制

いじめ問題の対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがあるので、いじめの情報をキャッチした時点で、緊急事態の意識を持ち、些細なことでも速やかに管理職に報告し、指示を受ける。

### (2) 事実確認と報告

いじめの相談機関や保護者等からいじめの通報を受け、生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、緊急を要する事案については教育委員会に報告するものとする。当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通して事実関係を迅速かつ正確に把握する。重大事態の場合は、質問票の使用等により調査を行う。

※事実確認は、被害者・加害者・関係生徒を個別に同時進行で行う。

### ア 支援と指導等

事実の確認により、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

### イ 別室での個別指導

教育委員会の指導のもと必要があると認めるときは、いじめを行った生徒にいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。

### ウ 情報の共有

教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するとともにその他の必要な措置を講ずるものとする。

## エ 警察等との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携してこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な支援を求めるものとする。

## オ 懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、教育委員会の指導のもと学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加えるものとする。ただし、体罰を加えることはできない。

## (3) いじめ被害者及び保護者への対応

### ア いじめ被害者に対して

#### (ア) 親身な対応と支援

- 最後まで絶対に守り抜くという方針で支援する。
- 最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応する。
- つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 良い点を誉め、励まし、自信を与える。
- 「あなたにも原因がある」、「がんばれ」等の指導や安易な励ましはしない。

#### (イ) 学習支援

- 教室に入れない場合は、別室登校や別室授業を行い学習の機会の確保に努めるとともに、教室への受け入れが早期に行われるよう学級指導を行う。
- いじめを原因として、登校できない状態が続いた場合は、適応指導教室での学習や家庭学習に対する学習支援を行うなどして、学習の機会を最大限に保証する。

#### (ウ) 心のケア

- 心理的ケアを十分に行う。  
(スクールカウンセラー、成田市教育センターの臨床心理士等の活用)

#### 【指導上の留意点】

- \*「いじめられる方にも問題がある。」「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するのである」といった考えで問題を軽視しない。
- \*プライバシーの保護（個人情報）には、細心の注意を払う。

## イ 被害生徒の保護者に対して

- (ア) 保護者との信頼関係の構築を図る。
- (イ) 保護者にいじめの事実を正確に伝える。
- (ウ) 本人を絶対に守るという姿勢を示す。
- (エ) 学校としての解決に向けた具体的な方針と対応策を説明する。
- (オ) 定期的に家庭と連絡をとり、学校の取組の経過や家庭での様子についてきめ細かに情報交換を行う。

## (4) いじめ加害者及び保護者への対応

### ア いじめ加害者に対して

#### (ア) いじめの態様に応じた指導・支援

- いじめの事実関係、背景、動機等をしっかり確認する。
- 不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、事実はしっかり認めさせる。
- いじめの非人間性やいじめは人権侵害行為であること、いかなる理由があっても「いじめは絶対に許されないこと」を、理を尽くし冷静に諭す。
- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- いじめられた相手の心の痛みや苦しみに気付かせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるように導く。
- 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒はいじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等の措置を講ずる。

#### (イ) 心のケア

- いじめを行う理由や欲求不満を取り除くような継続的な指導を行うとともに、今まで以上の関わりを持つように努める。

#### 【指導上の留意点】

- \*注意、叱咤、説教だけで終わらせない。
- \*命令口調で指導したり、追い詰めたりしない。
- \*教師の価値観や体験のみでいじめかどうかを判断しない。
- \*みんなの前でいじめた生徒を非難しない。
- \*過去を引き合いに出したり、兄弟姉妹と比較したりしない。
- \*体罰は、絶対行わない。
- \*子ども的人格を否定するような発言はしない。
- \*何もかも「いじめ」と決めつけない。

## イ 加害生徒の保護者に対して

### (ア) 事実関係を正確に伝える。

- 憶測で話をしない。
- 問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

### (イ) 保護者の心情を理解する。

- 保護者の心情(怒り、不安、自責の念等)を十分理解しながら対応する。
- 子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する。

### (ウ) 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。

- 被害者への謝罪の意義、子どもへの対応方法等を保護者の意向を踏まえ助言する。
- 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示し、子どもの立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

## (5) 傍観者への指導

### ア 観衆・傍観者に対して

#### (ア) 当事者意識の高揚

- 学級や学年等集団全体の問題として対応していく。また、いじめの問題に教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめを周りではやしたてたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめ行為への負担と同じであることに気付かせる。
- いじめの事実を告げることは、つらい思いをしている友だちを助けることであり、人間としての当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。
- いじめられている側の心の痛みや苦しみを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの行動について気付かせる。

#### (イ) 共感的人間関係づくり

- 異年齢集団によるピア・サポート活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動を通して、コミュニケーション能力や仲間意識・連帯感が深まるよう指導する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の基準

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」

については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば ・生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

## (2) 発生の調査報告

平成29年3月文部科学省が策定した「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の指針に従い適切に調査・対応をするものとする。

### ア 重大事態の発生報告

重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ）、速やかに学校の設置者に報告を行い、指導・助言、支援等の対応を受ける。

### イ 調査組織の招集

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

### ウ 事実関係を明確にするための調査と報告

質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

### (ア) アンケート調査

アンケート調査については、学校によるいじめの重大事態の調査のために行うものであること（調査の目的）、及び結果を被害児童生徒・保護者に提供する場合があることを、予め、調査対象者である他の生徒及びその保護者に説明して実施する。状況に応じて、無記名式の様式により行うことも考えられる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒に質問紙調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する)。また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校復帰に向けた支援や学習支援をすることが必要である。

(ウ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の対策について協議する。調査方法については、在籍生徒に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。

(エ) 調査結果の提供及び報告

学校は、調査結果を直ちに教育委員会へ報告するものとする。また、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

必要に応じて、児童相談所や警察、法務局等と連携を図りながら問題解決に当たる。

(ア) 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、早期に警察へ相談し、連携して対応にあたる。

(イ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、ためらわず、直ちに警察へ通報する。

《警察に相談又は通報すべきいじめの事例》

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
○ ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。 ○ 無理やりズボンを脱がす。	暴行

○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要
○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫
○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)

令和5年文部科学省通知

## イ 再発防止

(ア) いじめが解決したと見られる場合でも、気付かないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあることを認識し、表面的な変化で判断せず、継続して十分な注意を払い見守っていく。

(イ) 解決したと思われる後も、定期的に保護者に学校の様子を報告する。

- (ウ) 毎年度、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト(学校用)」等を活用し、適切に評価・点検し、その改善を図る。

## 7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

### (1)公表

学校ホームページ、入学式やPTA総会、学級懇談会、学校だより等により積極的に公表する。

### (2)学校評価等

いじめ防止に関わる項目を追加し、その取り組みについて保護者、教職員が評価、改善をしていく。

### (3)基本方針の見直し

生徒指導部会、学年主任会、企画会等でいじめ防止に関する取り組みについての議題を必要に応じて設定し、見直しをする。

平成26年 2月28日 策定  
平成26年 5月 7日 改訂  
平成29年 4月28日 改訂  
令和 2年 4月 1日 改訂  
令和 3年 1月 7日 確認  
令和 4年 3月 1日 改訂  
令和 5年 4月 1日 改訂  
令和 6年 4月 1日 確認  
令和 7年 4月 1日 改訂  
令和 8年 4月 1日 確認